

## 令和3年度一般会計補正予算（第2号）案について

4月20日から5月11日までの期間、まん延防止等重点措置が適用されることから、重点措置が適用される地域は20時、その他地域は21時までの営業時間短縮等を要請することとし、

- ・ 営業時間短縮等に御協力いただく飲食店の皆様に対し、事業規模等に応じて支給する協力金
- ・ 飲食店における感染防止対策の徹底状況の確認に要する経費

について、補正予算を編成することとしました。

### 1 補正予算案の概要

補正予算規模 305億円（補正後予算額2兆497億17百万円）

#### [歳入内訳]

- ・ 国庫支出金 305億円（2,214億57百万円 2,519億57百万円）  
（地方創生臨時交付金）

## 2 補正予算の内容

千葉県感染拡大防止対策協力金事業（経済政策課） 30,300,000千円  
（既定予算とあわせ 55,700,000千円）

飲食店への営業時間の短縮要請について、県の要請期間（令和3年4月20日から5月11日まで）に、営業時間の短縮を行った飲食店に対し企業規模や売上高に応じた協力を支給します。

〔対象者〕 県内全域の飲食店

〔支給額〕 以下の区分に応じて算定した日額×22日分

（1）まん延防止等重点措置が適用される地域（市川市、船橋市、松戸市、柏市、浦安市）

〔中小企業〕 前年度又は前々年度の1日当たり売上高が、

- ・10万円以下の場合：4万円〔日額〕
- ・10万円～25万円の場合：前年度又は前々年度の1日当たり売上高×0.4〔日額〕
- ・25万円を超える場合：10万円〔日額〕

〔大企業〕 前年度又は前々年度からの1日当たりの売上高の減少額×0.4(上限20万円)〔日額〕

（2）その他地域

〔中小企業〕 前年度又は前々年度の1日当たり売上高が、

- ・8万3,333円以下の場合：2万5千円〔日額〕
- ・8万3,333円～25万円の場合：前年度又は前々年度の1日当たり売上高×0.3〔日額〕
- ・25万円を超える場合：7万5千円〔日額〕

〔大企業〕 前年度又は前々年度からの1日当たりの売上高の減少額×0.4〔日額〕

（上限20万円又は前年度若しくは前々年度の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額）

中小企業は1日当たりの売上高に応じた支給となりますが、大企業と同様の方法を選択することも可能です。

4月20日から営業時間短縮要請にご協力いただけなかった場合においても、4月28日までに御協力いただいた場合は、日額の14日分を支給します。

飲食店の感染防止対策に関する現地調査事業【新規】(経営支援課) 200,000千円

飲食店における感染防止対策の遵守徹底を図るため、まん延防止等重点措置が適用された地域を中心に、県内飲食店の感染防止対策の実施状況について、現地調査を行います。

[委託期間] 令和3年4月20日～令和3年5月11日

[調査項目例]

- ・ 座席の間隔の確保
- ・ アクリル板等の設置
- ・ 手指消毒の徹底
- ・ 飲食時以外のマスク着用の推奨
- ・ 換気の徹底 など